

令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金に関するQ&A

Q 1	介護サービス事業所等とは、どこまでの施設、事業所を指しますか。
A 1	介護保険法に基づく介護サービス（介護予防サービス）を提供する介護施設・サービス事業所が対象です。詳しくは支給基準の別表第1をご確認ください。
Q 2	採用前1年間に、大津市内の介護サービス事業所等に勤務していた者は対象外とありますが、なぜですか。
A 2	本給付金は、大津市内の介護事業所等への人材を確保することを目的に実施しているため、大津市内間での再就職は対象外としております。就職された方が給付金の給付自体を目的に、市内において離職・再就職をされると、却って事業所の運営を阻害することになるため、このような仕組みとしています。申請にあたっては、採用前の1年間の雇用状況がわかる資料（履歴書など）を添付ください。
Q 3	市外の事業所を1年以内に離職している人は対象となりますか。
A 3	大津市外の事業所から大津市内への就職は給付金の対象となりますが、同一法人内で市外・市内事業所がある場合、市外・市内事業所間での事実上の異動となるような就職は同制度の主旨に沿わず、認められませんのでご注意ください。また、法人が別でも離職者と就職者が事実上トレードされていないかなど、適宜、調査し、市の判断で給付を認めない場合があります。
Q 4	令和6年4月1日付けで採用し、申請時点ですでに勤務から6か月が経過している場合、その職員は支給の対象となりますか。
A 4	対象となります。支給対象期間は令和6年4月から9月までの6か月とし、支給額は就職継続奨励金6万円、就労定着支援金6万円の計12万円とします。交付決定後、一括して支給対象職員に支給いただいて差し支えありません。
Q 5	「令和3年度大津市新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業所等就職支援事業給付金」として支給を受け、今回の申請前の1年間は市外の介護サービス事業所に勤務していた場合は、申請できますか。
A 5	これまでに大津市介護サービス事業所等就職支援給付金または大津市新型コロナウイルス感染症対策に係る介護サービス事業所等就職支援事業給付金として、支給を受けられた方は対象外となります。
Q 6	人材紹介会社から紹介を受けて採用した職員は対象となりますか。
A 6	対象となります。ただし、採用前の1年以内に市内の介護サービス事業所等に勤務されていた方や、所定労働時間（1週間30時間以上または1月120時間以上）に満たない方、上記Q A 5の方などは対象外となります。
Q 7	派遣社員や出向社員は対象ですか。
A 7	申請法人（事業所）に「新たに採用」された方が対象ですので、派遣元が雇用している社員は対象となりません。出向についても、申請法人が直接的に雇用契約を交わしているかどうかにより判断してください。

Q 8	採用前の1年以内に市内の介護サービス事業所等に勤務していた方で、所定労働時間（1週間30時間以上または1月120時間以上）未満で勤務していた方が、所定労働時間を延長され、対象の時間数となった場合は対象となりますか。
A 8	対象となります。ただし、採用前1年間に所定労働時間（1週間30時間以上または1月120時間以上）未満で勤務していたことがわかる資料（タイムカードや雇用契約書等の写し）を添付してください。
Q 9	採用から6か月未満で離職が予定されている者は対象外ですが、その予定がなくても結果的に6か月未満で離職した場合は給付金の対象とならず全額返還となりますか。
A 9	<p>法人が長期雇用を目的に雇用をしていれば、結果的に6か月未満で離職があっても全額返還とはなりません。ただし、就労継続奨励金は勤務された月までしか支給されません。就労定着支援金も6か月以上の勤務がなければ支給されませんので、精算の上、支給した給付金の一部を返還いただきます。</p> <p>（例）</p> <p>令和6年6月1日付けで採用、給付金を申請し、就労継続奨励金6万円、就労定着支援金6万円の支給決定を受けた。市から合計12万円の給付金を受け取り、支給対象職員に就労継続奨励金を毎月1万円支給していたが、9月30日付けで退職となった。</p> <p>就労継続奨励金（6～9月分） 4万円 → 返還不要 就労継続奨励金（10～11月分） 2万円 → 返還要 就労定着支援金 6万円 → 返還要</p>
Q10	支給の対象となる月とは、月90時間以上の勤務があった月に限るとのことですが、例えば6月から11月までの6か月のうち、8月だけは90時間未満の勤務の場合、どのように考えればよいですか。
A10	8月は支給対象となりませんが、12月以降、制度の対象期間の最終月である2月までの月に、90時間の勤務があれば、当該月をカウントして6か月となります。（ご質問のケースでは、12月に90時間以上の勤務があれば、合計12万円の支給が受けられます。）
Q11	毎月21日から20日までを事業所の勤務の対象期間としていますが、実績報告書の勤務実績の勤務時間数は、どの期間の時間数が対象となるでしょうか。
A11	支給の対象となる月の1日から末日までの勤務時間数を記入してください。
Q12	就労継続奨励金の最終月を待たずに、同一法人の他事業所に配置転換された場合や、管理者に昇進した方は、異動後の月は支給対象となりますか。
A12	支給の対象となる職種で配置転換される場合は対象となりますが、配置転換により介護職から事務職や管理者になる場合など、対象外の職種となってから勤務した月以降は支給対象外となります。なお、対象外の職種への配置転換後の期間については、精算の上、支給した給付金の一部を返還いただきます。
Q13	市から法人への給付金の支給はどのように行われますか。
A13	申請後、審査を経て予定される雇用月の6か月分の12万円を一括して法人の口座へ振込みにより支給します。
Q14	支給対象職員への給付金の支給はいつ行えばよいですか。

A14	原則として、勤務状況を確認した後、翌月払としてください。ただし、すでに経過している月については支給決定後、直ちに支給していただいて結構です。 (採用が令和6年1月で、申請が令和6年4月の場合は、1月から3月までの就労継続奨励金の3万円を一括で支給対象職員に支払ってください。)
Q15	予定より早く退職した対象者が出た場合の具体的な手続きはどのようになりますか。
A15	支給は、申請後に審査を経て、勤務の予定された6か月分の12万円を支給しています。支給対象職員でなくなった方がいる場合(離職、対象外の職種に変更など)、採用法人は速やかに「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金実績報告書」(様式第5号)を提出してください。精算の上、支給を要しなくなった給付金を返還いただきます。
Q16	支給対象期間中に、所定労働時間(1週間30時間以上または1月120時間以上)未満に雇用契約が変更となった場合は、給付金は支給されますか。
A16	雇用契約が変更となった月から、就労継続奨励金は対象外となり、就労定着支援金は全て対象外となります。変更がある場合は速やかに介護人材確保対策室にご連絡ください。(TEL:077-528-2803)
Q17	市の予算の範囲内での支給とあるが、申請してももらえない場合があるのですか。
A17	この制度は市の予算の範囲内で支給されます。届出順により予算の範囲を超えたところで〆切となります。対象となった場合、「令和6年度大津市介護サービス事業所等就職支援給付金支給決定通知書」(様式第2号)により通知します。予算の限度により対象外となった場合、市から電話にて申請法人へ連絡します。また、全体的な周知としてホームページに掲載します。
Q18	支給された給付金を、事業所全体の職員に均等に給付することはできますか。
A18	できません。本給付金は、申請書に記載された支給対象職員に全額を支給してください。